



山梨

やまなし 空き古民家 レトロ建築 バンク

その古民家、探している人がいます。

やまなし空き古民家・レトロ建築バンクとは、空き古民家等の情報を登録・公開し、購入・賃借を希望する方へ情報提供する制度です。
所有する空き古民家等の売却・賃貸をご検討されている方は、是非ご相談ください。

登録手順

1. 登録要件（裏面に記載）に適合していることをご自身で確認して頂き、その後、現地調査及び申請書類を作成して下さい。
 - ※ 建築士等に依頼することも可能ですが、費用については受託者（依頼先）に確認してください。
2. 県に申請後、内容に問題がなければ県ホームページに登録します。
 - ※ 取引希望者からの連絡があった場合、その旨を県から連絡します。

山梨県ホームページ



空き古民家等とは？

古民家や古建築は、伝統的な技術や技能等により建築され、地域の歴史や風土、街並み景観等を形成する貴重な地域資源です。このような貴重な地域資源である古民家等の利活用の促進を目的とする「やまなし空き古民家・レトロ建築バンク」に登録できる空き古民家等は、次の①から⑤に掲げる全ての要件を満たすものとします。

① 建物用途	空き家になる前の用途は、次のいずれかに該当するものであること			
	一 古民家	住宅、併用住宅、蔵・離れなど住宅に附属する建物等		
	二 その他の古建築	時代を反映し人々の記憶の中にある再生価値の高い建物等		
② 建築年代	原則として、建設後50年を経過したものであること			
③ 構造工法	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること			
	一 木造	1) 伝統構法(※1)により建築された建物 (※1 建築基準法制定(1950年)前の構法)		
		2) 在来工法(※2)であって伝統的な建築技術、技能等により建築された建物 (※2 建築基準法制定(1950年)後の構法)		
		3) その他伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物		
二 非木造	4) 伝統的な建築技術、技能等又はこれと同等の建築技術等により建築された建物			
④ 建物の特徴等	次の項目のうち、いずれか一つに該当するものであること			
	一 地域特性	1) 旧街道、門前町など市街地等を形成する建物等		
		2) 農村、山間集落等田園・山岳地域等を形成する建物等		
		3) 県内の地域・地区の気候風土に根付いた建物等		
		4) その他各地域・地区の歴史や周辺景観に調和した建物等		
	二 建物特性	形状	5) 養蚕、機織りなど地域産業の特色を有する建物等	
			6) 明治ハイカラ・大正ロマン・昭和レトロを彷彿させる建物等	
		外観	7) 看板建築等、特徴のある建物等	
			内部	8) 土間、かまど、続きの座敷等伝統的な内部空間を有する建物等
				9) 洋風応接間等大正モダン、昭和レトロな特色を感じさせる建物等
				10) 大戸、格子戸、ガラス入り格子戸など木製建具が主に使われている建物等
11) 大黒柱、曲がり梁、吹き抜け天井等魅力的な空間を構成している建物等				
三	その他前各号に類する特性を有する建物			
⑤ 建物の状態等	空き家(今後空き家となる見込みのものを含む)等の建物の状態は、再生可能な状態であること			

空き古民家等を登録したい方(所有者等)

<申請に必要な書類>

1. 空き古民家等登録申請書(様式1)
2. 物件カード(様式2)
3. 空き古民家等要件適合状況チェックリスト(様式3)
4. 所有者の確認ができるものの写し
(建物の登記事項証明書、直近の年度の固定資産税課税明細書又は固定資産税評価証明書)
5. 代理者による申請の場合は委任状
※ 様式はホームページからダウンロードしてください。

<提出先>

山梨県 県土整備部 住宅対策室

住所：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1 別館3階

メールアドレス：ju-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp

※ メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。



やまなし

<問い合わせ先>
山梨県 県土整備部 住宅対策室
TEL: 055-223-1731



やまなし